

平成 23 年度長野市の保育所保育料について

保育家庭支援課

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定については、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市は、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しています。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっており、運営費は、保護者と公費で負担します。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、市は子育て世帯の負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減し市の保育料を設定しています。

3 これまでの審議経過

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しています。

平成 22 年度の保育料は、国の保育所徴収額基準表の階層区分に新たに高所得者層の階層が新設されたことから、長野市も高所得者層に新たに 1 階層を新設しましたが、子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、その他の階層については、平成 21 年度の保育料と同額にしました。

4 国の動向

現在のところ、保育料について改正の予定はありません。

5 平成 23 年度の長野市保育所保育料の方針について

子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、平成 23 年度の長野市保育所保育料は据え置きとしたいと考えています。